

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

○ 雑草等の除去委託料の単価【保健福祉局総合保健福祉センター保健所 東部生活衛生課】	1084
○ 平成26年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政 局税務部固定資産税課】	1085
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	1086
○ 国民健康保険料の平成26年度における均等割料率及び平等割料率【 保健福祉局保健医療部保険年金課】	1087
○ 国民健康保険料の平成26年度における減額する額【保健福祉局保健 医療部保険年金課】	1088
○ 北九州都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】	1090
○ 北九州都市計画特別用途地区の決定【建築都市局計画部都市計画課】	1092
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】	1093
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	1094
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	1095
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	1096
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	1097
○ 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局 地域支援部介護保険課】	1098
○ 徴収事務の委託【産業経済局観光部渡船事業所】	1099
○ 立入制限区域の区域変更【港湾空港局港営部港営課】	1100
○ 占用使用の使用料を徴収する港湾施設の指定【港湾空港局港営部港営 課】	1102
○ 医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	1103
○ 指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	1104
○ 指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】	1105
○ 施術者の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	1106
○ 介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】	1107

- 指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 1 1 0 9
- 指定介護機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 1 1 1 1
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1 1 1 3

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告の修正【建築都市局都心・副都心開発室】 1 1 1 4
- 北九州市環境影響評価条例による準備書及びこれを要約した図書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】 1 1 1 5
- 北九州市環境影響評価条例による準備書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】 1 1 1 6
- 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【契約室管理課】 1 1 1 7
- 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【契約室管理課】 1 1 2 0
- 北九州市が発注する測量業務等の委託契約並びに請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【契約室管理課】 1 1 2 4
- 総合特別区域法施行規則に基づく指定法人の指定の有効期間の変更【総務企画局政策部政策調整課】 1 1 2 7

◇ 上下水道局

- 出納取扱金融機関の指定（2件）【上下水道局総務経営部経営企画課】 1 1 2 8
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 1 1 3 0
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 1 1 3 1
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 1 1 3 5
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 1 1 3 8

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 1 1 4 1

- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 1 1 4 5
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 1 1 4 8

◇ 病 院 局

- 収納事務の委託【病院局経営課】 1 1 5 1
- 北九州市病院局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 1 1 5 2
- 北九州市病院局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 1 1 5 6
- 北九州市病院局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【病院局経営課】 1 1 5 9

北九州市告示第118号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、次のように定める。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1回につき1平方メートル当たり81円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

北九州市告示第119号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成26年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次に委託した。

平成26年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積400番地	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目12番13号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目50番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町6番30号	

北九州市告示第121号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条、第14条の10及び第14条の15に規定する国民健康保険料の平成26年度における均等割料率及び平等割料率は、次のとおりである。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 基礎賦課額の保険料率

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割                  | 20,110円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 25,890円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割              | 12,940円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割            | 19,410円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割                  | 7,850円  |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 10,100円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割              | 5,050円  |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割            | 7,570円  |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 被保険者均等割 | 8,200円 |
| (2) 世帯別平等割  | 7,650円 |

北九州市告示第122号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第20条及び北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和42年北九州市規則第41号。以下「規則」という。）第8条に規定する国民健康保険料の平成26年度における減額する額は、次のとおりである。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分 14,080円
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 5,500円
  - (3) 介護納付金賦課額分 5,740円
- 2 規則第8条第1項第1号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分
    - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,130円
    - イ 特定世帯 9,060円
    - ウ 特定継続世帯 13,590円
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
    - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,070円
    - イ 特定世帯 3,540円
    - ウ 特定継続世帯 5,300円
  - (3) 介護納付金賦課額分 5,360円
- 3 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分 10,060円
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 3,930円
  - (3) 介護納付金賦課額分 4,100円
- 4 規則第8条第1項第2号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
  - (1) 基礎賦課額分
    - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,950円
    - イ 特定世帯 6,470円
    - ウ 特定継続世帯 9,710円
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分

ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,050円
イ	特定世帯	2,530円
ウ	特定継続世帯	3,790円
(3)	介護納付金賦課額分	3,830円
5	規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
(1)	基礎賦課額分	4,030円
(2)	後期高齢者支援金等賦課分	1,570円
(3)	介護納付金賦課額分	1,640円
6	規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
(1)	基礎賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,180円
イ	特定世帯	2,590円
ウ	特定継続世帯	3,890円
(2)	後期高齢者支援金等賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	2,020円
イ	特定世帯	1,010円
ウ	特定継続世帯	1,520円
(3)	介護納付金賦課額分	1,530円

北九州市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）の一部改正に伴い、北九州都市計画を変更したので、次のとおり告示し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 都市計画の種類

地区計画

(2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
吉志北地区地区計画	北九州市門司区大字吉志及び大字畑地内
泉台地区地区計画	北九州市小倉北区泉台一丁目及び二丁目地内
上葛原東地区地区計画	北九州市小倉南区上葛原一丁目、上葛原二丁目及び葛原元町三丁目地内
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区曾根北町及び大字曾根地内
吉田にれの木坂地区地区計画	北九州市小倉南区吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、沼本町四丁目、中吉田一丁目及び大字吉田地内
青葉台サイエンスパーク地区計画	北九州市若松区青葉台西六丁目地内
乙丸地区地区計画	北九州市若松区花野路一丁目、花野路二丁目及び花野路三丁目地内
北九州学術研究都市南部地区地区計画	北九州市若松区大字塩屋、大字小敷及び大字払川並びに八幡西区大字本城地内
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内
泉ヶ浦二丁目地区地区計画	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目地内
幸神・岸の浦地区地区計画	北九州市八幡西区幸神一丁目及び岸の浦一丁目地内

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を決定したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

特別用途地区

2 都市計画の名称及び区域

名 称	位置及び区域
スポーツ・レクリエーション地区（浅生地区）	戸畑区浅生二丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	

北九州市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3519	払川塩屋1号線	北九州市若松区大字払川1697番13から 北九州市若松区大字塩屋541番1まで	24.0 } 32.0	725.9

北九州市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3519	払川塩屋1号線	北九州市若松区大字払川1697番13から 北九州市若松区大字塩屋541番1まで	平成26年4月2日

北九州市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2774	払川24号線	前	北九州市若松区大字払川616番1地先から 北九州市若松区大字払川642番1まで	9.5	30.0
		後	北九州市若松区大字払川616番4地先から 北九州市若松区大字払川642番1地先まで	5.8	30.0
3742	払川30号線	前	北九州市若松区大字払川618番1地先から 北九州市若松区大字払川616番1まで	7.0	39.0
		後	北九州市若松区大字払川618番1地先から 北九州市若松区大字払川642番1まで	7.0	43.0

北九州市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2774	払川2 4号線	北九州市若松区大字払川616 番4地先から 北九州市若松区大字払川642 番1地先まで	平成26年4月 2日
3742	払川3 0号線	北九州市若松区大字払川618 番1地先から 北九州市若松区大字払川642 番1まで	平成26年4月 2日

北九州市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2並びに法第115条の10第1号及び施行規則第140条の23の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1023 99	SJR別院	北九州市門司区 柳原町11番3 0号	JR九州シ ニアライフ サポート株 式会社	平成26 年4月1 日

北九州市告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目4番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第132号

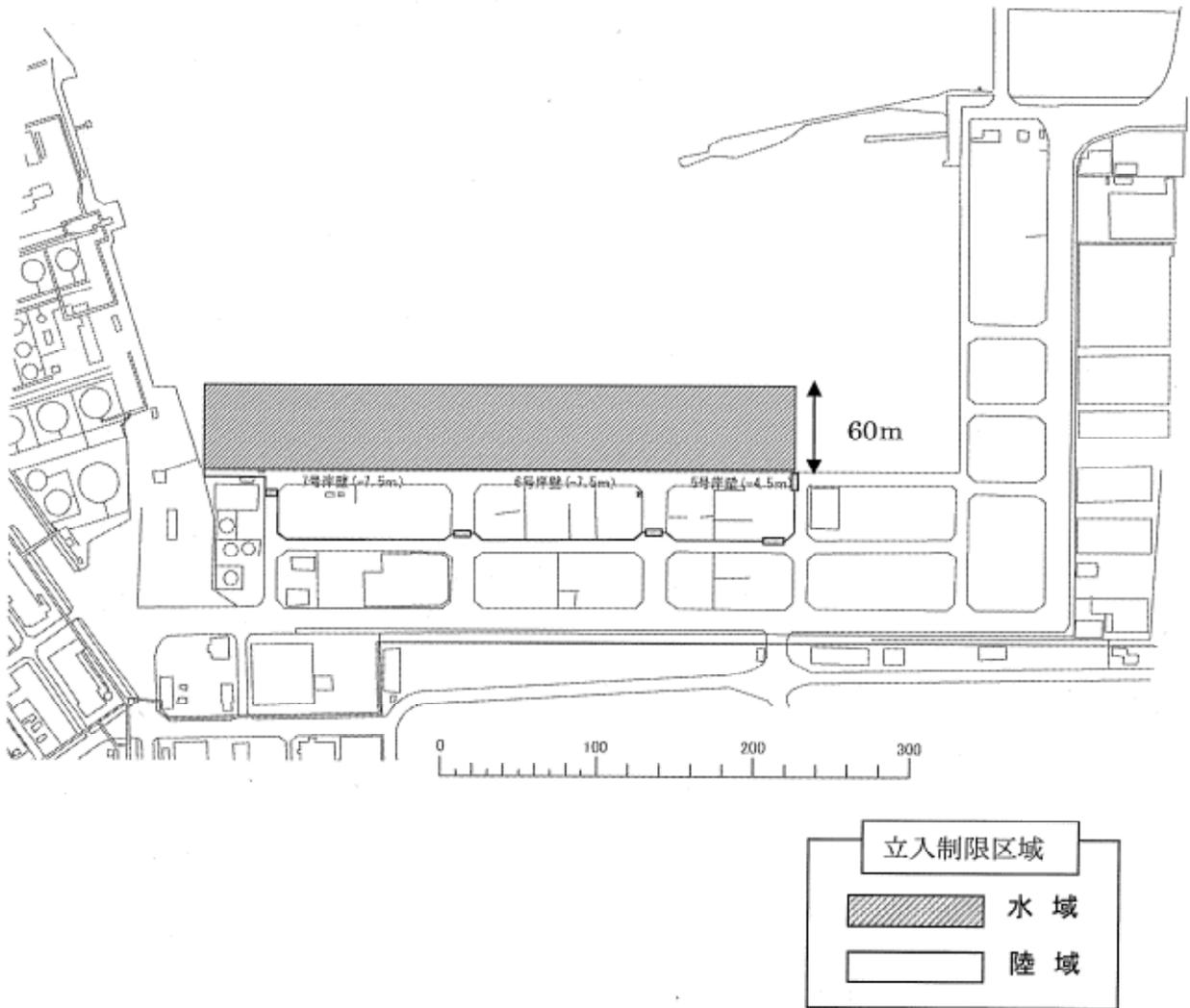
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第29条第1項及び法第32条第1項の埠頭保安規程の規定並びに法第37条及び法第40条第1項の水域保安規程の規定により、北九州市が管理する堺川埠頭堺川5、6、7号岸壁の立入制限区域の区域を変更したので告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 区域を変更した立入制限区域の名称  
堺川埠頭堺川5、6、7号岸壁立入制限区域
- 2 変更後の立入制限区域の区域図  
別紙のとおり。ただし、立入制限区域のうち水域部分については、法第2条第1項の国際航海船舶が利用する時間帯以外はこの限りでない。
- 3 立入制限区域の変更年月日  
平成26年4月1日

別紙  
堺川埠頭堺川5, 6, 7号岸壁立入制限区域



北九州市告示第133号

北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）に基づき、占用使用の使用料を徴収する港湾施設を指定したので告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北橋健治

区分	指定した港湾施設	指定年月日
その 他 の 工 作 物	(2) 市長が指定する施設に係る占用（駐車場の用途に供する場合に限る。） 1平方メートルまでごとに 太刀浦12号岸壁荷さばき地 太刀浦13号岸壁荷さばき地 太刀浦30～32号岸壁コンテナ荷さばき地 日明東6号岸壁荷さばき地 太刀浦6号上屋管理事務所敷 響灘1～6号岸壁コンテナ荷さばき地	平成26年4月1日

北九州市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北橋健治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
魚町アイクリニック	北九州市小倉北区魚町一丁目2番18号住市ビル1・2階	平成26年2月1日
京町眼科	北九州市小倉北区京町三丁目1番1号セントシティ北九州10階	平成26年2月1日
黒崎駅前眼科	北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号メイト黒崎3階	平成26年2月1日
みやび眼科・内科クリニック	北九州市八幡東区東田三丁目2番1号イオンモール八幡東2F	平成26年3月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団秀和会小倉北歯科医院	北九州市小倉北区浅野二丁目7番22号小倉興産19号館1階	平成26年3月1日

3 調剤

名称	所在地	指定年月日
安部薬局木屋瀬店	北九州市八幡西区木屋瀬一丁目24番17号	平成26年3月1日

北九州市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
魚町アイクリニック	北九州市小倉北区魚町一丁目2番18号住市ビル2階	平成26年1月31日
京町眼科	北九州市小倉北区京町三丁目1番1号セントシティ北九州10階	平成26年1月31日
岡整形外科医院	北九州市戸畑区正津町9番8号	平成20年8月31日
黒崎駅前眼科	北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号メイト黒崎3階	平成26年1月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
円満歯科医院	北九州市八幡西区三ヶ森三丁目5番5号	平成26年3月8日

3 調剤

名称	所在地	廃止年月日
大野薬局	北九州市門司区柳町一丁目8番27号	平成26年2月28日
有限会社ぬま調剤薬局	北九州市小倉南区沼緑町五丁目1番8号	平成26年2月28日

北九州市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定医療機関から所在地の変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
北九州ヘルスケアサービス湯川訪問看護ステーション	変更前	北九州市小倉南区湯川五丁目8番20号	平成26年 2月17日
	変更後	北九州市小倉南区湯川五丁目9番17号	

北九州市告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する施術者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

はり・きゅう師

代表施術者氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
黒木 建作	貫はり灸院	北九州市小倉南区上貫一丁目4番24号	平成26年3月4日

北九州市告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	指定年月日
医療法人社団響会 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 番23号	医療法人社団響会 香川医院 北九州市小倉北区 大島二丁目6番4 7号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 1月1日
医療法人社団響会 北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 番23号	医療法人社団響会 介護老人保健施設 エパーグリーン 北九州市小倉北区 大島二丁目6番4 8号	通所リハビリテー ション 短期入所療養介護 介護予防短期入所 療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハ ビリテーション	平成26年 1月1日
株式会社妙香 北九州市小倉北区 皿山町22番4号	デイサービスおは な到津 北九州市小倉北区 皿山町22番4号	通所介護	平成26年 2月1日
共友調剤薬局有限 会社 北九州市八幡東区 祝町二丁目1番1 0号	共友調剤薬局高見 北九州市八幡東区 高見二丁目8番2 号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 3月1日
医療法人社団秀和 会 北九州市小倉北区 浅野二丁目7番2 2号	医療法人社団秀和 会小倉北歯科医院 北九州市小倉北区 浅野二丁目7番2 2号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成26年 3月1日
株式会社つなぐ 北九州市八幡西区 穴生四丁目16番 2-703号	デイサービスセン ターつなぐ 北九州市八幡西区 市瀬一丁目13番 2号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 3月5日

株式会社つなぐ 北九州市八幡西区 穴生四丁目16番 2-703号	ケアプランセンターつなぐ 北九州市八幡西区 市瀬一丁目13番 2号	居宅介護支援	平成26年 3月5日
合同会社サツキ福祉企画 北九州市小倉南区 長尾四丁目31番 7号	遊園デイサービスセンター 北九州市小倉南区 長尾四丁目31番 7号	通所介護 介護予防通所介護	平成26年 3月5日
有限会社コスモケア 北九州市小倉北区 熊谷一丁目3番1 6号	プラン学研都市 北九州市若松区大 字小敷216番地 1パセーオA	居宅介護支援	平成26年 3月1日
医療法人後藤外科 胃腸科医院 北九州市八幡西区 浅川二丁目15番 20号	ケアマネステーションハートぽっぽ 北九州市八幡西区 浅川二丁目10番 22号	居宅介護支援	平成26年 3月1日
医療法人緑風会 北九州市八幡東区 河内二丁目4番1 1号	八幡大蔵病院ケア プランセンター 北九州市八幡東区 河内二丁目4番1 1号	居宅介護支援	平成26年 3月13日

北九州市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	廃止年月日
大野薬局 北九州市門司区柳町一丁目8番27号	大野薬局 北九州市門司区柳町一丁目8番27号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成26年 2月28日
医療法人葵会 北九州市小倉北区大島二丁目6番47号	医療法人葵会香川医院 北九州市小倉北区大島二丁目6番47号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成25年 12月31日
医療法人葵会 北九州市小倉北区大島二丁目6番47号	エバーグリーン 北九州市小倉北区大島二丁目6番48号	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション	平成25年 12月31日
岡整形外科医院 北九州市戸畑区正津町9番8号	岡整形外科医院 北九州市戸畑区正津町9番8号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成20年 8月31日
円満歯科医院 北九州市八幡西区	円満歯科 北九州市八幡西区	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養	平成26年 3月8日

三ヶ森三丁目5番 5号	三ヶ森三丁目5番 5号	管理指導	
株式会社 ohana 北九州市若松区塩 屋三丁目7番5号	デイサービスおは な到津 北九州市小倉北区 皿山町22番4号	通所介護	平成26年 1月31日

北九州市告示第140号

生活保護法（平成25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1. 事業所の名称の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
変更前	有限会社介助小倉営業所	北九州市小倉南区横代北町二丁目1番41号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成25年10月1日
変更後	株式会社介助小倉営業所			

2. 事業所の所在地の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
北九州ヘルスケアサービス福祉用具センター	変更前	北九州市小倉北区香春口一丁目13番1-301号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成26年2月17日
	変更後	北九州市小倉南区湯川五丁目9番17号		
北九州ヘルスケアサービス湯川	変更前	北九州市小倉南区湯川五丁目8番20号	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成26年2月17日
	変更後	北九州市小倉南区湯川五丁目9番17号		
地域介護支援センターおきなのだ	変更前	北九州市小倉南区津田一丁目9番8号	居宅介護支援	平成18年3月1日
	変更後	北九州市小倉南区大字長野455番地の35		
北九州ヘルスケアサービス湯川	変更	北九州市小倉南区湯川五丁目8	訪問看護 介護予防訪問看護	平成26年2月17日

訪問看護ステーション	前	番20号		
	変更後	北九州市小倉南区湯川五丁目9番17号		
株式会社カルサイトケアステーションはるか	変更前	北九州市八幡東区山王一丁目1番14号タツノ山王ビル201号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 3月4日
	変更後	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号レインボープラザ1F		
北九州ヘルパーステーション	変更前	北九州市門司区大里東四丁目5番35号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年 2月26日
	変更後	北九州市門司区中二十町12番8号		

北九州市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成26年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

下香月三条公民館

2 規約に定める目的

住民の資質の向上と親睦を図り、青少年の健全育成、高齢化社会に対応する年長者対策、伝統的文化の継承並びに地域の発展に寄与すること。

3 区域

北九州市八幡西区香月中央一丁目1番から6番、7番（25号から39号を除く。）、8番から13番、14番（5号、10号を除く。）並びに15番12号、香月中央二丁目2番15号から18号、33号、35号、36号、38号、41号、43号、45号、47号及び48号、3番（18号、22号、25号、28号を除く。）、4番1号、5番から12番、13番（30号を除く。）並びに14番（5号を除く。）、香月中央四丁目14番30号、香月西二丁目5番11号並びに13番11号並びに吉祥寺町14番までとする。

4 主たる事務所

北九州市八幡西区香月中央二丁目9番27号

5 代表者の氏名

川野勝司

6 代表者の住所

北九州市八幡西区香月中央一丁目7番22号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成26年4月1日

北九州市公告第 227 号

平成 26 年北九州市公告第 115 号で公告した北九州市スタジアム整備等 PFI 事業の一般競争入札について、公告の内容を次のように改める。

平成 26 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 改正内容

平成 26 年北九州市公告第 115 号において、北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課とあるのは北九州市建築都市局都心・副都心開発室と、北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 2 階とあるのは北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 14 階と、093-582-2395 とあるのは 093-582-2502 と、Sports Promotion Division, Culture and Sports Department, Citizen Services, Culture and Sports Bureau とあるのは Development Office for City Centers, Buildings and City Planning Bureau と改める。